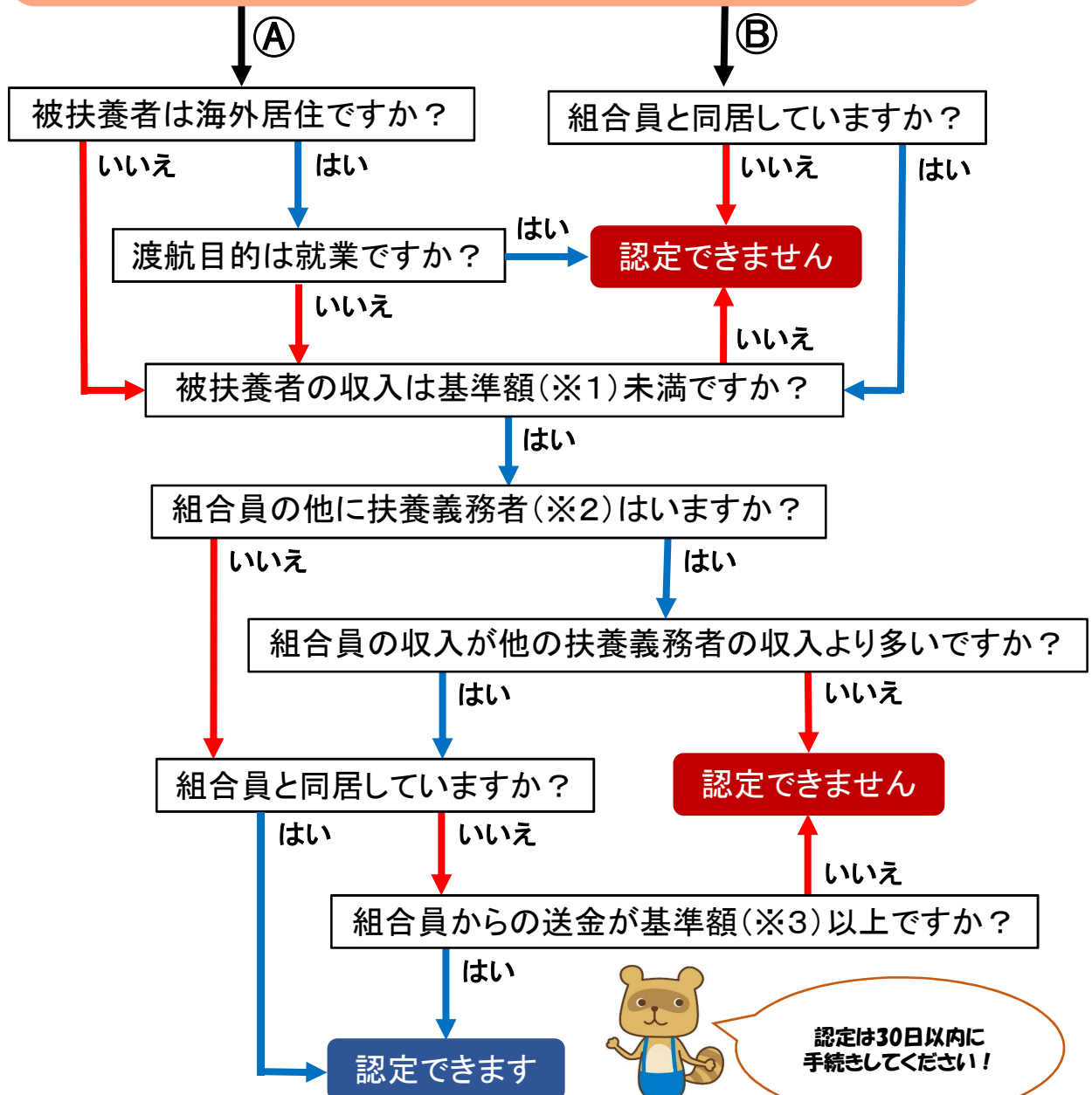


【被扶養者の認定要件確認フロー】

(別紙3)

組合員との続柄は？

- ① 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- ② 義父母、伯父母、叔父母、曾祖父母、甥・姪、その他



(※1) 被扶養者の収入の基準額とは下表のとおりです。
 年額が基準額未満でも、月額・日額が超過している場合は取消となります。
 収入が不安定な場合は、3か月連続して月額108,334円を超えたところで原則取消となります。

	年額	月額	日額(雇用保険等)
下記以外の収入	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

(※2) 他の扶養義務者とは、組合員および被扶養者の配偶者や父母、組合員の兄弟姉妹等です。

(※3) 送金の基準額とは、被扶養者の収入額に占める送金額の割合が1/3以上です。

組合員の送金額が他の扶養義務者より少ない場合は、認定できません。